

## 第 3 節 認証評価基準専門部会と社会的認証評価基準第一次案

### 1. 認証評価基準専門部会

#### (1) 専門部会の概要

地域資格認定制度「地域公共政策士」に関する教育・研修プログラムの質保証を行うための認証評価基準についての検討を連携大学間で行うことを目的に「認証評価基準専門部会」を設置した。同部会は、運営協議会の大学関係メンバーによって構成されており、計 2 回の会議を経て、「地域公共政策士育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第 1・第 2 種プログラム）の社会的認証評価基準第一次案」を作成した。また、検討作業にあたっては、(財)地域公共人材開発機構（以下、機構）に業務委託を行った。

具体的には、まず、機構内に、関連分野の研究者、自治体、NPO、経済団体関係者などで構成する「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会」を設置し、同委員会において認証評価基準の素案（内容については第 3 章を参照）を作成した。素案を受けて、専門部会において、教育・研修プログラムを実施する大学側の立場から認証評価基準素案の内容について検討を行い、最終的には専門部会と委員会合同の議論を経て、運営協議会において認証評価基準第一次案として決定した。

#### (2) 専門部会の開催日程

##### 第 1 回専門部会

開催日：2010 年 2 月 2 日

場所：地域公共人材大学連携オフィス

##### 第 2 回専門部会

開催日：2010 年 2 月 24 日

場所：地域公共人材大学連携オフィス

# 「地域公共政策士」育成のための 資格教育プログラム（地域公共政 策士第1・第2種プログラム）の 社会的認証評価基準（第一次案）

2010年2月24日

地域公共人材大学連携事業

認証評価基準専門部会

## はじめに

### 「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証評価基準\*の基本的理念

(\*) 社会的認証とは、地域社会における地域活動団体、地方自治体、企業及び高等教育機関が連携して実施する教育・研修プログラムの評価及び認証にかかる手続きの全体を指す。

21 世紀に入って、地域社会をめぐる環境は大きく変化した。20 世紀後半における産業経済規模の急激な拡大を背景とする国家による国民福祉の保障は財政負担の増大に耐えられず、公共的活動における国家など政府の役割が後退して、新たな担い手が求められている。また、産業経済規模の急激な拡大は、地球レベルにおける資源・エネルギーの過剰消費を引き起こし、地球温暖化の危機に対応するための持続的・社会的社会への転換が、地域社会も含めてすべての社会的活動の指針となる時代を迎えている。我々は、公共的活動が政府主導から地域社会におけるすべてのセクターによって担われる時代への転換点に立っているのである。

特に日本においては、21 世紀初頭に地方分権改革が断行され、地域社会が主体的に主要な公共的活動を担うことが求められる時代を迎えて、その地域社会において公共的活動を幅広く担う人材の育成と能力開発は地域社会にとって死活的な課題となっている。

地域社会全体が担うべき新たな公共的活動のために必要な基盤的な能力と資質を兼ね備え、さらにそれぞれの専門領域において必要とされる様々なレベルの専門的能力をセクターを超えて機能させることができる人材を、我々は「地域公共人材」と総称する。したがって地域公共人材には、地域社会における幅広い公共的活動にかかる市民社会の倫理と基礎的知識、地域社会の公共的課題の把握から解決に至るプロセスの専門的管理能力、さらには社会の各セクターを横断する公共的活動の総合的調整能力などを、各専門分野・各レベルに対応して涵養することが求められる。

本社会的認証評価基準は、上記「地域公共人材」が備えるべき能力と資質に対応する教育・研修の機会を提供することを目的に編成された、「地域公共人材育成プログラム」を対象とする社会的認証評価のための基準である。

本基準を策定するにあたっては、「地域公共人材」像が新たな社会的概念であり、また、地域社会における様々な教育・研修の豊かな実践がより豊かで社会的認知度の高い人材の開発を促進させることを考慮して、教育・研修の成果を可能な限り可視化すること、各機関における意欲的な取り組みを積極的に評価して多様で質の高い特色ある取り組みを育成することに特に留意し、さらに社会的認証の質を確保しつつ認証を受ける教育・研修機関の負担を最小限にすることなどに重点が置かれている。

また、本基準は、各教育・研修機関の自主的取り組みを最大限尊重するとともに、大学の自主性を高め、各機関の特色を積極的に推進し、さらに機関相互の基盤的資源の共有を

推進することによって公共政策系人材開発の社会的認知を高めることを原則として各評価項目を設定している。

本基準が、「地域公共人材」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば望外の幸せである。

# 「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム

## （地域公共政策士第1・第2種プログラム）の社会的認証評価基準

### 社会的認証評価にあたって

#### 1. 本基準の基本的枠組み

##### （1）評価の対象

本基準は、機関別認証評価、分野別認証評価など異なり、「地域公共政策士」の育成と習得した能力の証明を目的として、各教育・研修機関あるいはNPOなどの諸組織が構成する特定の教員団等と特定の科目によって編成される地域公共政策士の資格教育プログラムである地域公共政策士第1種ならびに同第2種プログラムを認証評価の対象とするものである。

##### （2）「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムに求められる教育・研修の基本理念

地域社会における公共的活動の多面性と高い公共性に鑑み、「地域公共政策士」育成にかかる資格教育プログラムは、以下の理念に基づき総合的・有機的に構成されることが求められる。

- ①市民生活に最も近い地域社会の公共的活動に欠かすことのできない、豊かな市民性、鋭い感受性および高い倫理規範の涵養
- ②地球規模・国際的な動向と地域社会を結ぶ総合的視点の確立
- ③地域社会における公共的活動のセクターを越えた共通性と特異性の理論的・実践的理解
- ④専門領域における高い識見と実践的リーダーシップの涵養
- ⑤セクターを超えたプロジェクトの創造的実践能力の涵養

#### 2. 評価項目の構成

##### （1）評価項目の基本構成

本基準は基本理念に基づき、「地域公共政策士」育成のための、①資格教育プログラムの目的、②資格教育プログラムの内容とその運用、③教育効果の明確化、④特色ある取り組みの情報化、を軸に編成される。

##### （2）地域資格に連動する学習アウトカムの枠組み

本基準による学習のアウトカムは「地域公共政策士」資格に連動するものであり、その

枠組みは①地域公共政策に関する理論的理解、②地域社会における課題の解決のための認知的・実践的職能、③地域社会における諸課題の統合的な処理とマネジメントに関する職務遂行能力、から構成される<sup>(注1)</sup>。

(注1) これらの学習アウトカムの定義は、EUにおける資格フレーム(EQF)の定義の枠組みを前提に、英国の職能資格フレーム(QCF)を参照して機構の資格フレームとしたものである。したがって本資格フレームは、部分的ではあるが欧州における共通資格フレームとの親和性が高い。

### (3) 評価項目(大項目)

評価項目は以下の6項目とする。

- ①目的・教育目標
- ②資格教育プログラムの内容
- ③資格教育プログラムの管理・運営・改善
- ④教育効果の測定
- ⑤教員団
- ⑥資格教育プログラムの特色

## 3. 評価結果とその取扱い

本基準は法的根拠に基づく認証評価ではなく社会的評価であるため、評価の方法と結果の取扱いは以下の通りである。

### (1) 評価の方法

資格教育プログラムの認証評価は、最初の申請時に、あるいは科目に変更がなければ7年に1回、一般財団法人地域公共人材開発機構(以下、機構)により認証を受けるものとする。評価を受ける資格教育プログラムは、本基準に基づいて自己報告書を作成し、認証申請をするものとする。

なお科目の一部の変更や追加あるいは科目名称の変更については、資格教育プログラムの内容に大きな変更がない場合には、機構に対する届け出変更を認めるものとする。

### (2) 評価結果の取り扱い

機構は申請に基づき評価基準と照合して評価を実施し、その結果の判定を行う。判定は、①適合、②適合(指摘事項付き)、③適合(改善勧告あり)、④保留、の4種類とし、それぞれ必要な修正を行い、改めて本機構に対する修正申請手続きを行うこととする。

### (3) 評価結果の公表

資格教育プログラムの評価結果は機構のホームページで全文公表される。

#### (4) 異議申し立て

申請者は機構による評価に異議のある場合には、機構に対して異議の申し立てをすることができる。評価結果の内容に関する公表手続きは、異議の申し立て期間中は停止される。

## 資格教育プログラム（地域公共政策士第1・第2種プログラム）の 社会的認証評価基準

### 「地域公共政策士」における第1・第2種プログラムの位置づけ

「地域公共政策士」は地域公共政策士第1種プログラム、地域公共政策士第2種プログラム、地域公共政策士共通プログラムの3つの資格教育プログラムから構成される。本基準はこのうちの地域公共政策士第1・第2種プログラムに適合するものである。

学習者は、地域公共政策士第1・第2種プログラム（以下、プログラムと略）について、それぞれ5科目以上、計120時間以上の資格教育にかかる科目を履修することが必要とされる。プログラムのうち少なくとも1つは、機構が定めたEQF（欧州資格フレームワーク）の各レベルに対応する学習アウトカムのレベル7相当の内容であることが必要とされる。それぞれの科目履修によっていわゆる単位にあたるポイントを付与することとする。

※「地域公共政策士付与のためのEQFの各レベルに対応する学習アウトカムの定義」にもとづいて書いて、どのレベルのプログラムかを申請に当たって明示することになる。資格フレームワークについては解説ならびに附表で詳述。

## 1 目的・教育目標

### 1-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的 および教育目標が明示され、育成すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。

※何のためのプログラムでどういう人材の育成を目指しているのか、そのプログラムが社会にどのような有用性を持っているのか、などについて、「地域公共政策士付与のための EQF の各レベルに対応する学習アウトカムの定義」にもとづいて書いてもらう（〈解説〉で詳述）。

## 2 資格教育プログラムの内容

2-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了に必要な期間および修得ポイント数が、当該プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。

2-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラム修了の基準および方法が当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。

2-3 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するために体系的な科目が編成されているか。

※科目編成を書いてもらう。

※「適切な科目」は<解説>で述べる（たとえば、理論教育と実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、科目の内容、履修方法等について配慮されているか、など）。

2-4 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標を達成するために科目の内容、教育の方法が適切に実施されているか。

※科目の内容等を書いてもらう。

※<分野>を特定するのではなく「その分野を書いてください。」と記述を促す表現にする。

※領域1の目的・教育目標に合わせて科目が編成され、教育の方法が実施されているかどうかを書いてもらう。

2-5 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それにあわせた開講形態となっているか。

### 3 資格教育プログラムの管理・運営・改善

3-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの趣旨に沿って、科目の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の科目日程等を明示し、カリキュラムおよびシラバス等の見直しを適切に実施しているか。

3-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準および方法が策定され、それらが学生に対して、あらかじめ明示され、それらの基準および方法に基づき、学習の成果に対する評価、ポイント認定が行われているか。

※組織的に特筆すべき取組みを行っている場合は、その記述を促し、アピールポイントとなるようにする。詳細は、＜解説＞で述べる。

3-3 学習の成果に対する評価、ポイント認定において、評価の公正性および厳格性を担保するため、学生からの異議申立に対応する仕組みが明文化され、運用されているか。

3-4 「地域公共政策士」育成プログラムを継続的かつ円滑に実施していくため体制が適切に整備されているか。

## 4 教育効果の測定

- 4-1 各プログラムの教育目標の達成度について修了者による評価の仕組みが整備されているか。
- 4-2 外部機関と連携した科目等がある場合には、その実施先による学習者の学習成果に対する評価の仕組みが整備されているか。

## 5 教員団

5-1 教員団が各プログラムの目的および教育目標に沿って構成されているか。

※教員団の定義については<解説>で述べる。

5-2 科目を担当する教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、適切な指導能力を備えているか。

- 1 教育上または研究上の学位及び業績を有する者
- 2 特に優れた知識および経験を有する者
- 3 教育指導に必要な資格・技能等を有する者
- 4 その他プログラムの特質上、特に必要と認められる能力等を有する者

## 6 資格教育プログラムの特色

※この部分は、大学の特色を PR することが狙いなので記述を促すことが前提であり、評価そのものが前提ではない。

6-1 当該のプログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。